

柄大蔵、若林越後入道道開、四人之進發の命令があり、元親以後顧の憂なく他國への攻略が出来ない事情にありました。伊豫、讃岐の大小名左方は元親の野望を仄めかし警戒していますし、宇和島の法華津藩守、津島城の津島氏、御莊城の御莊越前守はじめ、黒瀬城の西園寺氏、大洲城主等、何時一条家に連盟して狙うかもわかりません。

大友の援軍によつて一条氏は危機きのがれることが出来ましたが、宗麟もさながら長宗我部氏との対決には踏切れませんでした。長宗我部氏の謀略が手放せぬのである、一条家は崩れ行く様と目前にして左えらむ者があつたのであらう。

兼定卿の日常は終日渦乱に陥り、手のつけようもなくなり、康政卿始め家老重役の人々は心痛こめ上なく、兼定卿隠居の内諺も隠密の所に進められたる有様で、特にこれを心配し残念に思つたのが家老宗瑞でありました。幼時から手しょにかけ、「ぢい、ぢい」としおれられて来たもへで、今一度と諫言申し上げ左へか仇となり、かつて互に大兼定卿と宗瑞を御手計にしてしまいました。一条家の扇の要は失われました。要のはずれた一条家は人心ばら／＼になつて行く、それをまとめる役は康政卿で、重臣会議が開かれまし左が、暗にそれを支配してい左が長宗我部元親の謀略の手ありました。

時は天正元年(一五七三)九月、評定は決定されまーた。

「御所(兼定)下日此度、御家督を御子(秀政卿)に御譲りあり、山家遠世遊びきる。内政卿御年少にて、康政卿執政と行かれて左が、暗にそれを支配してい左に打撃つべし。」

長宗我部元親には一つの危惧がありまーた。兼定が出しだ。

元親以後顧の憂なく他國への攻略が出来ない事情にあります。伊豫、讃岐の大小名左方は元親の野望を仄めかし警戒していますし、宇和島の法華津藩守、津島城の津島氏、御莊城の御莊越前守はじめ、黒瀬城の西園寺氏、大洲城主等、何時一条家に連盟して狙うかもわかりません。

一方一条兼定卿は、内外の陰謀を切り抜け右へ一応正二年甲戌に豊後に渡海させ奉る。」
「大友興廢記」と云うことになつたのであります。

「兼定卿、豊後へ亡命す」、土佐一条家は崩壊の一途を左どるのであります。
（つづく）

研究

富 尾 神 社 縁 起 (二)

一 祭礼縁起と社説について
会員 洋 天 勘 藏

二 富尾社 祭礼縁起

御當社御本山定光寺富尾是大權現の由来と尋ねて、祖母嶽大明神二十一代の後胤佐伯蘿摩守惟治公を崇め奉る所ノ神祠なり。蓋祖母嶽大明神又鷦鷯草莽不肖尊ノ御母豐玉姫なり。豈后と日向との境に鎮座まゝます神威今に儼然たり。右先祖惟基より二十一代の惟治公の時分以人王百六代後奈良院大永七丁亥の十一月廿一日佐

伯惟治公御年礼の城開にてひそかに日州へ赴かんとは
かる所に敵軍公の行先をさへぞつて事急に及んで惟治
公終に御自殺ありて族滅す。是何れの日ぞ。然るに
公に敵対する輩悉く滅して其の後多田の先祖若狭と云
女に不思議成安ありて黒沢村に我が吳と祭リ一ツハ宮
地に鳥居を建て清地を改め富屋大権現と崇め奉り当村
の氏神と祀り又行幸鶴昌に守らべき是を疑に於ては忽
ち子々孫々に至るまで罰當て村退さすとて託ありて若
狭は絶死して亡日れけり。慄身より汗を出して三日が
間人以無之前後忘れき。その後此の詞を尋ねては更に
貞事なし。是を不思議の始めとして黒沢中の縦横とし
て崇敬。冬祭十一月廿五日定日には極め祭石と半數年耕水
不然致し痕難村を無去事村退治致候所御立願に依て弘
治三年夏祭七月廿五日御浜出躍狂言永代致振に
御立願中上候て御浜出の場所は前川原瀬口下岡の下
所々に致し依之當村立穀豐熟病難を退き村安全に相成
氏子士繁昌の延以後年々御祭礼は不持に相成。諸事も不
致候。延天和元年七月廿五日副切たつて晴天に俄かに大
水出來候。皆々是は如何成事に候哉。誠に是近年に氏神の
御祭礼不持に相成候。此の罰とこそ極れり。此分着置きて
は如何成災難も出来候事と難斗依之甲斐氏川越に呼令
神主^伊田甚太夫殿に申入候は今日此の晴天に大水出来候
也今四五年御祭礼段々不持に成今日の御知らせかと奉
候。依之前々の通り御祭礼末世に至る迄諸芸も不持
無之様可仕候其の御立願奉願入候。神主もじきに承知
仕御神前に古の通り御立願中上候へ且目前に日かべに
相成皆々奇異の思をなしにけり。此の由来の儀は多田
氏伝兵衛七十二歳の春庄屋孫兵衛方承り孫兵衛十六歳
に胡き伝へ置き村中行末の事を思ひ室脣九年春書記し
おき候開末世に至る迄御願成就大切に可仕候御祭礼一

英をりとも不持に於て又右の天和年中に大水同様の事
も出来候事も未か古く候間此の儀可忍依之由來書如件

又

一、老人に相成隠居致しても下平ノ場所には無影立合ひ
共下随分指南致候様に可仕候

一、何役に而も隠居致候以成其の支配の頭領相断隠居可
致候事

一、下平に夜に病足又日御役目等に罷出候はゞ其時頭領
に相断可候事

一、何役にても我係に役替致間敷候。せひ役替致度候は
ば其の支配の頭領に相断り役替可致に我係に其の下
平しの場に立合不申候はば祭社の切錢等もありかげ
不申候。左様に御座候へ又右の通り吐合の上相違無
之御座候 以上

宝曆九年 春

(註)

① 由来記の方は以甲斐兵九郎右衛門と誌されている。

② 多田甚太夫……富屋龍現祠官多田加賀守盛清と名乗る。
累次互の井戸大三郎氏傳藏の古文書「神道誓狀」に次の様
に誌されてゐる。

豈後國海部郡佐伯庄御本山定光高尾三所
權現之祠官多田加賀守盛清恒利之神更參
勵之寺可着風折鳥帽子狩衣者神道誓狀之
狀如件

慶安二年正月十九日

神道誓願長上ト部朝臣兼起 花押

盛清又天和二年三月四日年年七十歳で死去になつてゐる。

③ 下平……したまことに讀ものであつうか。

この縁起は、原本を故足田良吉司が讀解書きなおされた

左の力である。

原本は「富尾大權現由米記」を深矢多喜男先生が、大分県地方史第四十二号、大分県の民俗芸能四、四六頁に収録されてゐるので参照されたい。

二、吉巻之大事

豊後佐伯領堅田黒沢村

一、當所產土神富尾大權現宮御祭礼之節於棒と名付枝、

太刀、長刀之手剣年奉納仕候傳承之趣、

太刀古由来之儀以先年開束之浪士荒木左馬助と申人当
村江來不計拂苗被致居候延此人兼而文武兩道相連候
人ニ而其流名荒木流と相名乗被此所之首共此術習
小者亥時例年當社之祭礼七月廿五日定日ニ相勸申候
其稱為請願成就常々舊古致候武芸ハ手形奉納可仕之
申込致置候ニ付古先生江傳授被成下候様相顧申候起
先生攝流心得之本手作義入和少付棒、太刀、長刀各
々傳授に預り則於神前ニ奉納仕候夫々例年御祭礼之
砌(火)又無名一名門弟私先祖安藤藤左卫
門と申者有之委細傳授被成置則吉祥日と撰氏子之面々(久)御神前ニ相
傳致候極々古物ニ各生陳重ニ相成候依之先年吉
祥吉日と撰氏子之面々(久)御神前ニ相
描此書為傳承荒々写置候者也

手形

荒川流

芝引

新影流

望ばづし

腰碎

戸田のうら

根ふし

荒川流

一、振まとし
二、小太刀さし合
三、立体しつ及
四、細道

一、太刀もき
二、長刀ニ本
三、切槌枝ニ本

一、太刀もき
二、長刀ニ本
三、倉馬流

一、切槌枝ニ本

古手摘

元禄元年

正月 日

棒組世譜方

安藤藤左衛門

荒木左馬助政春

元柳

新治勘右門

太工門

藏門

半藏

勘右門

兵衛門

七郎門

荒川流

黒沢ハ富尾神社の祭礼日、祭礼縁起によると、弘治三年(一五五七年)七月二十五日御洪出を行ひ、踊、狂言等を奉納す所より立願して始められ、四百十三年の長い歴史をもつてゐる。
しかし弘治より一世紀を過ぐる間はその行事も衰微の傾向を辿つたため元和元年の大水騒ぎが起り、その時「前々のとおり御洪出、踊狂言思澤在らん限り勤め方」

よう再び立願して、以来十余年まで連盟と続けられて
い古が、世相の移り变りによつてか近年脚落出は中止され、四月二十日で本殿祭を行ひ、誦、枕と奉納して
例祭が七月廿五日から四月二十日までたのは昭和二十三年のことで、その理由は旧暦七月は例年又立や
雨が多く、諸道具等の損傷が激しかつたためといふ。
又「表巻之大事」にあるように、枕は元禄元年閏朁之
浪士荒木左馬助より伝授さうけたという。なおこの富尾
神社の枕、踊囃、昭和四十一年に大分県指定民俗資料になつてゐる。

(おもり)

研究

在浦の大庄屋夫ち

一 萩木村大庄屋文書の周辺(その十一)

会員 羽柴 弘

覚

成化月十三日金銀会所詰瀬番左之通り

一九月十三日午 萩木津浦

十七日迄 白岸鐵十郎

一 同 十八日午

水二月迄 御手洗善左衛門

一同 廿三日午

廿七日迄 萩木津浦

一同 廿八日午

十月二日迄 大坂本村

一同 三日午

七日迄 市野瀬守兵衛

一同 八日午

十二日迄 横川村

一同 十三日午

十七日迄 戸穴村

下直見村

佐藤 由助

資料 第三十八

掌してい古ものでおろうか。そんなことを思いながら今
回改めてその政治の末端を担当する在浦の大庄屋夫ちを挙
げて見よう。

「佐伯郷土史」には安永四年(一七八五年)の大庄屋の名が
載せられてゐる(同書百八十一頁)が、それは今から百九十五年前。赤木大庄屋文書の中に次に掲げようが、銀会
所出勤判当の文書が五通残されている。その中の二枚は
文久二年(一八六二年)今より百八年前にものである。

(脚註)

「佐伯の殿さん浦でもつ」と、リニア式の海岸線を
長く遠く、津久見浦から蒲江の黒波当津浦まで、九十九
浦からおかる魚介、海草、わゆる海の幸を豊かに恵ま
れていた佐伯藩、在(在い)即ち裏山村地帶もまたこれに
劣らず地味豊沃で五穀よく稔り、木炭、椎茸等山の幸も
多く、表高は僅か二万石であつたが、実質は三万数千石
に達一左であると云われ、藩庫は大いにうゑがつたよ
うである。

佐伯藩の政治は一体どんな形で行われてゐたのであら
うが。家中席次表(増井氏佐伯郷土史下巻二〇頁)によれば、家老
御番頭、側用人、郡代折李行など役向や身分とあるが、
名簿が伝えられてはいるが、それがどんな形で藩政を分

直川村下直見

直川村下直見

佐伯市八幡町

佐伯市八幡町

佐伯市八幡町

佐伯市八幡町

佐伯市八幡町

佐伯市八幡町